

## 京都府議会 9月定例会

さこ祐仁議員の意見書・決議案討論	1
意見書・決議議決結果	4
みつなが敦彦議員の議員定数に関する議案討論	5
西脇いく子議員第5号議案に対する修正案提案理由説明	6
島田けい子議員の議案討論	7
議案採決結果	8
請願採択結果	11
意見書・決議案文紹介	12

●京都府議会 2014年9月定例会で日本共産党のさこ祐仁、みつなが敦彦、西脇いく子、島田けい子各議員が行った討論等を紹介します。

### 意見書・決議案討論

## さこ祐仁議員（日本共産党・京都市上京区）2014年9月30日

日本共産党のさこ祐仁です。議員団を代表して、ただいま議題となっております意見書案12件及び決議案2件について、自民党、民主党、公明党三会派提案の「消費税の軽減税率制度の導入等に向けて環境整備を求める意見書案」の1件に反対し、他の意見書案と決議案2件について賛成の立場で討論いたします。

まず、わが党提案の「消費税増税中止を求める意見書案」「内需拡大の経済政策を求める意見書案」についてです。

全国でアベノミクスによる経済回復を実感できていない国民が7割を超えています。消費税増税により、働く人の実質賃金が低下し、家計消費が冷え込み、GDP（国内総生産）が落ち込むという増税不況が始まり、日本経済は「好循環」どころか、悪循環の危険水域に入っています。

商店街では、「給料は増えない」「食べものも安い物や品数を減らしている」と高齢者や主婦の声。商店主は「お客さんの数が減り、売り上げが激減している」「これ以上は耐えられない」と悲鳴をあげ、8月豪雨で被災した福知山市などの事業所は「再建どころか、消費税増税で廃業に追い込まれる」と怒りの声があり、京都府議会には79件の増税中止を求める請願が出されました。

政府は、「社会保障のため」と言い増税しながら、介護保険、年金、医療、保育を大改悪し、「財政健全化のため」と言って、黒字の大企業が恩恵を受ける法人税減税に3兆円をばらまこうとしています。しかもその財源として赤字の中小企業に負担を強いる外形標準課税が検討されています。中小企業を犠牲にして、大企業には減税する、全くの逆立ちです。

また、本府の経済状況は、2000年代以降、働く人の所得が激減し、全国ワースト2位という非正規雇用で、地域内にお金が回る機会が減り、内需型の中小企業の再投資ができない悪循環に陥っています。

これらは、大企業が空前のもうけを上げれば、地域経済が良くなるという安倍政権のトリクルダウンとい

う考えは全く破たんしていることを示しています。

今、行うべきは、大企業、大資産家を優遇する減税や貧しい人ほど負担が重くなる消費税増税は中止し、税金は所得や資産に応じて負担する、「応能負担の原則」にたった税制改革を行い、また 285 兆円もの大企業の内部留保の一部を活用し国民の所得を増やす経済改革をおこない、財政再建をすすめることです。

また、政府は、地方経済対策のために中小企業への支援を強め、中小企業で働く労働者の賃金引き上げを実施すべきです。

さらに「小規模企業振興基本法」にもとづいて、地域経済の中心を担う中小零細企業を支援し、家族経営の小企業が廃業せずに雇用を維持し、地域全体の活性化を図る地域循環型の内需を拡大する経済政策に転換すべきです。

なお三会派提案の「消費税の軽減税率制度の導入等に向けて環境整備を求める意見書案」は、消費税の所得が低い人ほど負担が重くなる逆進性を認めながら痛税感を緩和のため特定の分野や品目などへの「軽減税率導入」をいうだけで、増税そのものは進めることを前提としています。低所得者対策と言うなら暮らしや福祉を破壊する消費税増税を中止するべきであり、反対です。

次に、経ヶ岬での米軍レーダー基地の建設中止・撤回を求める意見書、決議案についてです。

本定例会には米軍レーダー基地建設中止を求める請願が 539 件も提出されました。京都に米軍基地はいらない、憲法 9 条を守ってほしいとの願いが広がっていることを示しています。

沖縄では、政府の強権的な基地建設に反対との声が 8 割を超え、『オール沖縄』の声となっています。佐賀県などオスプレイ配備反対の声が全国に広がっています。京丹後市ではこの 10 月 4 日にレーダー基地建設反対の大集会が計画されるなど日本中で米軍基地建設反対の声が大きく広がっています。

政府は、米軍レーダー基地は国民の命と安全を守るものであり、抑止力を持ってこそ平和を守ることができることを主張していますが、このレーダー基地は、集団的自衛権行使容認がされると、アメリカ本土に向けられた弾道ミサイルを察知した時には、ただちに日本の自衛隊が迎撃作戦を展開し、米軍とともにミサイルを発射した国に対し総反撃の戦争を行う最前線基地になるのであります。国民の命を守るのではなく、アメリカを守るために、アメリカとともに日本が戦争を行うことになるのであります。

日本国民の命と安全を守る最大の保障は、国際紛争が発生した時に戦争することではなく、平和的な解決に徹することです。今、北朝鮮との間で粘り強い外交交渉を展開し、拉致問題の調査が行われています。北朝鮮との国際紛争も平和的な解決は可能であることを現実の事態は示しています。憲法 9 条を堅持し、貫いてこそ、国民の命と安全を守ることができるのであります。

さらに、先日アジア政党国際会議が開催されましたが、その決議では北東アジアでも戦争にしないための平和協力の枠組みをつくることが確認されましたが、国際紛争の平和的解決はアジアの流れになってきているのであります。

「抑止力」の名で進んだことは、核兵器開発競争であり、人類を滅亡させる核戦争の危険でした。今国連の中では、核兵器の全面禁止のための国際条約をつくらうという流れが多数派となっています。「抑止力」では平和を実現することはできないのです。

米軍レーダー基地の建設は断固やめるべきであり、知事は協力を撤回すべきであります。

次に、「私学助成の充実を求める意見書案」についてです。

これまで京都府は、国の高等学校等就学支援金の支給にともない、経済的理由により修学を断念することがないように、京都の次の世代を担う子どもたちの教育機会を守っていくことは、極めて重要との多くの府民の運動により、私立高等学校の学費負担を軽減する「あんしん修学支援制度」を実施してきました。その結果、私立高等学校等に学ぶ生徒の授業料負担は軽減されたものの、貧困と格差が広がるもとで、入学金や寄付金などの経済的負担が重い状況は残されたままです。国の「高等学校等修学支援金」制度は、今年度から所得制限がもうけられましたが、所得制限をなくし、支給額を引き上げるなど、さらに充実することこそ、求められています。そして、私立学校に学ぶ生徒の保護者負担軽減のため、私学助成の一層の拡充が必要で

す。

次に高校教育制度の見直しを求める決議案についてです。

この間の「高校改革」によって、京都の高校教育は過度な「選別」と「競争」にさらされてきました。とりわけ今年度は、最後まで残っていた京都市・乙訓地域の総合選抜制度が廃止され、さらに府内の公立高校全てに前期選抜制度を導入したために、受験した生徒のおよそ6割の生徒が不合格体験を余儀なくされたのです。

中学校の現場も混乱を極め、多くの生徒、保護者からも疑問と怒りの声が寄せられています。

すでに前期選抜を導入している他の県では「不合格になった生徒の心のケアが大変」「中学校の授業時数が削られる」「学力が低下する」などの理由で前期選抜制度を廃止、見直しする県が相次いでいます。

今回の入試制度の変更と、公立高校の募集定員を減らし続けた結果、この春は中期選抜でも1256名もの生徒が不合格になったのです。

新しい入試制度は府教育委員会の謳う「行きたい高校を選べる」制度ではなく、「高校がほしい生徒を選ぶ」制度に他なりません。

府教育委員会は府民の批判の声に押されて、今年度の入試制度の検証アンケートを実施しましたが、その内容は新制度を評価するよう誘導する意図的なものでした。

しかも対象は公立高校の全日制に進学した生徒のみで、私立高校や定時制、通信制に進学した生徒などは、アンケートの対象にもなっていません。

このような不十分なアンケートのなかでも、圧倒的に多くの生徒・保護者が、学校を選択するにあたって大切にしたい事項として、通学距離・時間をあげています。近くの公立高校に行きたいのです。

こうした声に真摯に耳を傾け、競争と格差を拡大する教育制度の転換を図ることは、急務です。前期選抜制度は直ちに廃止し、公立高校の募集定員を増やし、地元の高校に通えるようにすることは多くの生徒と保護者の願いに合致するものであり、決議案への賛同を求めるものです。

なお三会派提案の「奨学金制度の充実を求める意見書案」についてです。

給付型奨学金はわが党が一貫して求めてきたものであり賛成ですが、課税システムを通じた所得連動返還型の奨学金制度は、学生が借金を背負いこみ返済に追われ続ける有利子の制度であるということを厳しく指摘するものです。

次に、わが会派提案の「米価暴落への緊急対策を求める意見書案」についてです。

今年度産のコメのJAによる買い取り価格が暴落し、農家の衝撃と不安は相当深刻なものとなっています。

福知山のコメ農家は「コシヒカリ1等米が60キロ9200円で、昨年より3100円も下がった。労賃ゼロの年金農業の上に、肥料代や機械の燃料代さえ出ず、もうコメづくりはできない」と、また、舞鶴の大規模コメ農家の青年も「JA分だけでなく、直接契約のコメも値が下がるかも知れない。昨年の台風と今年の豪雨で、コメも野菜も2年連続の大赤字のダブルパンチ。稲刈りができずに捨てた田んぼもある。もうコメづくりに意欲がもてない」と肩を落としておられます。

一般の米価の水準は、全国的にも食糧法施行後、最低の水準であり、とりわけ中山間地や、高齢者・家族経営の多い京都のコメ作りは重大な影響を免れません。さらに、昨年が続く台風や豪雨災害が収穫の時期に重なった京都では、このまま放置すれば、次々と離農が進みかねず、まさに京都の農業と農村の存続の危機と言わなければなりません。

なぜこんな米価暴落が起こったのか。農家や自然災害に責任があるのではなく、歴代政権が、コメの需給調整から撤退し、「アベノミクス農政改革」などとして、農家の再生産を支えてきた米直接支払交付金の半減や4年後の全廃など、国民の主食であるコメの価格安定や農家の経営安定への責任を放棄した結果であり、全国で農業関係者の怒りや不安の声が噴出をしています。

政府は、日本の農業を根底から破壊し、食糧安保に背を向けるこのようなやり方を改め、緊急に、米価の下支えやコメ農家を支援する手だてを取ることが、求められます。

三会派提案の「水銀に関する水俣条約」の早期発効と国内対策の確立を求める意見書案についてですが、府民の陳情に基づいた意見書案で、わが会派は陳情内容について賛成であり、委員会での提出を求めてきました。本来、委員会提案すべきであることを申し上げておきます。

以上で、討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。

平成 26 年 9 月定例会意見書・決議案議決結果									
意見書・決議案	議決 月日	提案	議決 結果	賛否の状況					
				自 民	民 主	共 産	公 明	創 生	維 新
消費税の軽減税率制度の導入に向けて環境整備を求める意見書案	9月30日	自・民・公	原案 可決	○	○	×	○	○	○
「水銀に関する水俣条約」の早期発効と国内対策の確立を求める意見書案	9月30日	自・民・公	原案 可決	○	○	○	○	○	○
奨学金制度の充実を求める意見書案	9月30日	自・民・公	原案 可決	○	○	○	○	○	○
「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書案	9月30日	自・民・公	原案 可決	○	○	○	○	○	○
「危険ドラッグ(脱法ハーブ)」の根絶に向けた総合的な対策強化を求める意見書案	9月30日	自・民・公	原案 可決	○	○	○	○	○	○
産後ケア体制の支援強化を求める意見書案	9月30日	自・民・公	原案 可決	○	○	○	○	○	○
私学教育の振興に関する意見書案	9月30日	自・民・公	原案 可決	○	○	○	○	○	○
京丹後市経ヶ岬での米軍レーダー基地の建設中止・撤回を求める意見書案	9月30日	日本共産党	否決	×	×	○	×	×	×
消費税増税中止を求める意見書案	9月30日	日本共産党	否決	×	×	○	×	×	×
私学助成の充実を求める意見書案	9月30日	日本共産党	否決	×	×	○	×	×	×
米価暴落への緊急対策を求める意見書案	9月30日	日本共産党	否決	×	×	○	×	×	×
内需拡大の経済政策を求める意見書案	9月30日	日本共産党	否決	×	×	○	×	×	×
経ヶ岬での米軍レーダー基地建設中止・撤回を求める決議案	9月30日	日本共産党	否決	×	×	○	×	×	×
高校教育制度の見直しを求める決議案	9月30日	日本共産党	否決	×	×	○	×	×	×

## 議員提出議案

### 京都府議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区の議員の定数に関する条例一部改正の件 自民党提案への反対討論

#### みつなが敦彦議員（日本共産党・京都市左京区）2014年9月30日

日本共産党のみつなが敦彦です。

ただいま議題となっております、自民党提案の議第2号議案「京都府議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区の議員の定数に関する条例」一部改正の件に対し、日本共産党府会議員団と府民を代表し、満身の怒りをもって抗議し、提案そのものを撤回すべきであると、厳しく指摘するものです。

問題の第一は、これまでの議会改革の経緯や努力を全く反故にし、密室・府民不在で提案した案を強行しようとするものであるからです。

今回の論議の出発点は、来年3月1日から施行される公職選挙法の一部改正にもとづき、選挙区の区域の表記等を検討するにあたり、議長の諮問を踏まえ、一票の格差を是正する観点から、定数についても点検を行うことを目的として、今年3月3日から議会運営委員会に設置した議会改革検討小委員会の場で、府民にもマスコミにも公開して、半年以上にわたり論議を積み重ねてきたものです。

論議を積み重ねる中で、自民党会派からは、京都市内定数のみを10議席減じるという提案を行いました。これは、京都市とそれ以外の一票の重みに格差をつけるものであり、なおかつ、これまで一票の格差をなくそうと議会として努力し、現在1.79倍となっているものを、2倍以上に広げるものとなってしまい、全く根拠も道理のないものでした。一方、民主党・公明党と我が党会派からは「現行どおり」とする意見が出されることとなりました。ところが、自民党は「会派の総意である」とまで述べて10減案を主張し続けたため、先日9月22日、「調整が整わず」とする報告書が議長に提出されたばかりでした。

この「報告書」を踏まえ、議会改革検討小委員会で合意してきた、人口比例原則を前提とし、一票の格差をできるだけ抑えるように努力する方向をどう扱うかについて、今後、議論を重ねることになっていました。我が党議員団は、本来、協議が整わない場合は、今回は選挙区の区域の表記のみを改正し、定数は平成27年度の国勢調査を基準に行うべきであることを、繰り返し求めてきておりました。ところが、自民党会派が突如、1増1減案を提案し、しかもそれを本会議で強行しようとしているのです。

そもそも議員の定数は、府民の多様な意見を議会に反映する上で、一票の行使の権利を保障するために、議会自身が努力するものです。その前提は、これまでの努力をふまえ、府民に開かれた場で、府民に道理をもって説明できるものを議論し、全会派が一致してすすめるべきものです。ところが、今回は議会改革検討小委員会報告が出された直後に、自民党会派から、非公開の場で、これまでの主張と全く違う案を突如提案し、それを数をたのんで成立させようとするのはまさに議会の民主的運営を踏みにじるものです。

第二の問題は、自民党提案の宇治市及び久世郡の選挙区1増ならびに左京区の選挙区1減の案自身が、府民的にみて党利党略そのものであるからです。

木津川市及び相楽郡の選挙区の方が、人口格差が大きいにも関わらず、それより格差の小さい宇治市及び久世郡の選挙区定数を増やすことに、なんの道理があるのでしょうか。また、左京区の選挙区に至っては、議会改革検討小委員会で、自民党委員も含め一度も論議になったことはありません。その上、現在1.28倍の格差となっているものを、定数を減じることで、左京区で1.71倍にまで逆に格差を広げることになってしまうという、提案すること自身、全く道理がない内容をもったものです。

こんな案は、府民にとっても、左京区民にとっても、とうてい説明できるものではありません。左京区を代表する議員の一人として、断固撤回を求めるものであります。

このように、手続きも内容も、まともに府民に説明できないものを強行しようとするのは、多数による党利党略、有権者の一票の権利とその重みを踏みつけにする、議会の自殺行為といわなくてはなりません。

歴史と伝統ある京都府議会が、こんな暴挙を許して、果たしていいのでしょうか。私は府民を代表して、ここにおられるすべての議員一人ひとりの良心と府民の代表としての議員の矜持に心から、この暴挙を許していいのかと問いたいと考えております。

なお、民主党提案の議第3号議案については、選挙区表記を変更するものであり、賛成するものです。

この暴挙に対する府民的審判は、来春のいっせい地方選挙で府民が明確に下すであろうことを確信し、私の討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。

## **第5号議案に対する修正案提案理由説明**

### **西脇いく子議員（日本共産党・京都市下京区） 2014年9月30日**

日本共産党の西脇いく子です。

第5号議案「京都府認定子ども園の認定の要件等に関する条例及び児童福祉法に基づく児童福祉施設の設定等の基準に関する条例一部改正の件」に対する我が党の修正案についての趣旨説明をさせていただきます。

今回の条例改正案は、子ども子育て新制度の導入に伴うものですが、これは規制緩和により保育や幼児教育に格差等を持ち込み、保育水準を低下させるものと考えます。このため、制度実施にあたっては、国の指針どおりでなく、独自の基準を設けることで、新しい制度が子どもたちの最前の利益となるようにする立場から提案するものです。

我が党の修正案の主な特徴の第一は、本条例案の趣旨について、新たに、「幼稚園型認定子ども園等及び幼保連携型認定子ども園が、児童の権利条約に基づき児童の最善の利益を考慮し、全ての子どもの保育や教育、発達等の諸権利を乳幼児期の特徴を踏まえて総合的に保障するものでなければならない」とする基本的な立場を挿入しました。

第二は人員配置基準についてです。

子どもの育ちを保障する上で人員配置基準は極めて重要です。そのため、第4条（職員の配置）については、それぞれの年齢ごとの「おおむね」は削除するとともに、幼稚園型認定子ども園等の職員の配置について市町村が定める保育所の基準を下回らないようにすること。また、第18条2（学級の編成基準）35人以下を30人以下に訂正しました。

第三は施設基準についてです。

子どもの成長と安全を確保する立場から、「第7条（建築物等の配置）について幼稚園型認定子ども園についてはその用に供される建物及びその付属設備が同一の敷地内または隣接する敷地内にななければならない」とするものとし、また、「第8条3の園外遊技場は、幼稚園型認定子ども園等の用に供される建物と同一の敷地内または隣接する敷地内に設けなければならない」とし、また「園舎については2階建て以下とする」と明確にしました。さらに、自園調理の給食の提供は全ての子ども達の心身の健やかな発達と成長にとって極めて重要なため、それを保障するようただし書きを削除する等修正しました。

以上が修正案の概略ですが、先の府民生活厚生常任委員会での我が党の修正案への自民党の反対討論において、いくつか意見が述べられましたので一言申し添えます。まず給食の外部搬入についてですが「現下の保育所や幼稚園で卵や牛乳などの多岐に渡るアレルギー食に対応している事業者もあると聞いている。既に実施されており特段問題がなければ今回禁止する理由は見出せない」との意見についてですが、これまで府内の多くの認可保育園等では給食も保育の一環としてとらえ、調理師や栄養士のもとで、アレルギー食に留まらず、離乳食から乳幼児食まで、一人ひとりの子ども達の状況に合わせ、季節に応じた安全な食材で手作りされてきました。何より、自園で調理することにより、給食が出来上がるまでの匂いや音など、子ども達の五感をとぎすませること等にも極めて重要な役割を果たしているのです。

また、園舎についてですが、「3階建てを運営している幼稚園、保育園は50箇所を超えている、幼稚園、保育園からの移行も見込まれる幼保連携型のみを認めない合理的理由は見出させない」との意見でしたが、

現在3階建ての園舎は宇治市の1箇所のみを除いて全て京都市内の保育所や幼稚園であり、府内の幼稚園や保育園の現状からみても子ども達の安全を最優先に考えるなら2階建て以下とすべきです。

以上、子どもの最善の保育と幼児教育のためにも是非とも我が党提案の修正案に全ての議員の皆さんのご賛同を願います。

## 議案討論

### 島田けい子議員（日本共産党・京都市右京区） 2014年9月30日

日本共産党の島田けい子です。ただいま議案となっております議案17件のうち、第2号議案「地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件」、第3号議案、「京都府府税条例一部改正の件」、第4号議案「合衆国軍隊及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例一部改正の件」、第8号議案、「京都府府営住宅条例一部改正の件」、第5号議案「京都府認定子ども園の認定の要件等に関する条例及び児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例一部改正の件」5件について反対し、第5号議案に対する我が党提案の条例修正案に賛成の立場から、討論を行います。

はじめに、第2号議案「地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件」についてです。

本条例案は、医療介護総合確保法にもとづくものですが、この法律は、まともな国会審議もないままに強行されたものです。急性期病床の削減をはじめ医療提供体制を見直すことを通じて、医療費の抑制をすすめ、また介護保険では制度発足以来の前例のない大改悪がいくつも盛り込まれました。利用料引き上げでは、高齢者5人に1人が2割負担の対象となり、利用抑制を引き起こしかねません。

要支援1・同2の人が使う訪問・通所介護を介護保険給付対象から除外し、市町村の事業に“丸投げ”する点では、サービスが大幅に低下する恐れがあり、さらに、特別養護老人ホームの入所基準を「要介護3」以上に原則化することは、介護の必要な人から、介護を受ける権利を奪い、「介護難民」「老人漂流社会」を深刻化させるなど、長年にわたり作り上げてきた社会保障制度を解体へと導くものです。

今回の条例改正は、こうしたあまりにひどい法律の実施を進めるためのものであり、反対です。

次に、第3号議案「京都府府税条例一部改正の件」についてです。老朽化マンションの建て替えを促進するため、マンション敷地売却組合を制度化し、公益法人にして非課税措置を行おうとするものですが、マンション居住者の過半数は「永住」を望んでおり、耐震性不足の対応として建て替えを急ぐのではなく、修繕積立金の範囲内で行える耐震改修など現実的な対応で長く使うことを基本とすべきです。

現行制度でも取り壊して住み替える場合は、民法原則に基づき全員同意が必要であるにもかかわらず、マンションの敷地売却を5分の4の賛成で行えるようにすれば、反対をする居住者を強引に追い出す結果になります。さらに、売却された敷地にディベロッパーがマンション等を建設した場合は、容積率を緩和する措置も行われ、結局、居住者の居住の安定よりも、ディベロッパーの利益が優先され、容積率の緩和などで周辺環境や景観の破壊が進む恐れもあり、反対です。

第8号議案、「京都府府営住宅条例一部改正の件」については、第3号議案に関連するものですが、自治体の勧告により建て替えなどをするマンションの住民については、府営住宅に入居できるようにする制度をなくすものです。マンション建て替えにより反対住民を事実上追い出しながら、住民の居住権も奪われます。よって、反対です。

次に、第4号議案「合衆国軍隊及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例一部改正の件」です。これは経ヶ岬への米軍レーダー基地建設に伴うものであり、日米地位協定に基づいてアメリカ軍関係者の自動車税を大幅に減税し優遇するものです。減税による税収減の一部を交付税で補てんするようですが、これまた、国民の血税が原資であり、二重の意味で許されません。

アメリカ軍関係者への自動車税の優遇措置については、沖縄県をはじめ米軍基地を抱える 14 都道県が、民間車両の税率と比較して著しく低い税率になっていることから優遇制度の是正を求めているところです。委員会審議では、理事者は、地位協定の見直しを求めているとしたものの、優遇税制については言明されませんでした。基地建設を前提に日米地位協定に基づいて、アメリカ軍関係者の自動車税を大幅に減税し優遇する本条例案には、反対です。

次に、第 5 号議案「京都府認定子ども園の認定の要件等に関する条例及び児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例一部改正の件」についてです

今回の条例改正案は、施設や事業に格差を生み営利目的の企業参入をすすめることに道をひらく子ども子育て新制度の導入に伴うものです。このため、法案成立過程で幼稚園や保育園の保護者や従事者、関係団体などから、「新制度は保育を市場化し格差を生む」「これまでの公的保育制度や幼児教育を根底から変質させる」、など大きな反対の声があがり、市町村の保育実施責任などは残ったものの、実際には政府は新制度施設を中心に整備を進めようとしています。しかも、本条例案は給食の外部搬入や園舎も 3 階建て以上とすることができると国が示した基準のほとんどをそのまま採用しており、子どもの最善の利益を保障するうえでも問題があります。よって反対し、我が党提案の修正案への皆さんの賛同を求めるものです。

最後に第 1 号議案、平成 26 年度京都府一般会計補正予算案について、賛成するものですが一言申し上げます。我が党も繰り返し求めてきた伝統和装産業の生産設備への支援事業費が増額されましたが、今回は織物業に特化しており、他の伝統産業についても対象を広げるとともにさらなる支援を求めています。また、府民公募型整備事業については土木事務所の職員体制の強化、地元発注など適切な執行ができるよう求めています。

なお、社会保障・税番号制度システム整備費 1 億 1 千万円余については、全国民に番号を付け、所得や社会保障などの個人情報を一元的に管理する共通番号制を本格的に実施するためのものです。これは、国や自治体が情報提供ネットワークシステムを通じて確実に名寄せ・統合をして利用することに加え、民間企業、金融機関、医療機関での利用拡大も狙われています。個人情報の漏えい、なりすましによる第三者の悪用を防ぐ手立ても万全ではありません。共通番号制の真の狙いは、社会保障の給付抑制や税・社会保険料の徴収強化にあり、メリットよりもデメリットの方が大きく、市民の権利・利益を大きく害するものです。よってこの部分について反対です。

## 平成 26 年 9 月定例会議案議決結果

### 議員提出

議案番号	件名	議決月日	提案	議決結果	賛否の状況					
					自民	民主	共産	公明	創生	維新
議第 1 号	京都府交通安全基本条例制定の件	9 月 30 日	議会運営委員会	原案可決	○	○	○	○	○	○
議第 2 号	京都府議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区の議員の定数に関する条例一部改正の件	9 月 30 日	自民党	原案可決	○	×	×	○	○	×
議第 3 号	京都府議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区の議員の定数に関する条例一部改正の件	9 月 30 日	民主党	否決	×	○	○	×	×	○
第 5 号議案に対する修正案		9 月 30 日	日本共産党	否決	×	×	○	×	×	×

## 知事提出

議案 番号	件名	議決 月日	議決 結果	賛否の状況					
				自 民	民 主	共 産	公 明	創 生	維 新
第1号	平成26年度京都府一般会計補正予算(第4号)	9月30日	原案可決	○	○	○	○	○	○
第2号	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件	9月30日	原案可決	○	○	×	○	○	○
第3号	京都府府税条例一部改正の件	9月30日	原案可決	○	○	×	○	○	○
第4号	合衆国軍隊及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例一部改正の件	9月30日	原案可決	○	○	×	○	○	○
第5号	京都府認定こども園の認定の要件等に関する条例及び児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例一部改正の件	9月30日	原案可決	○	○	×	○	○	○
第6号	青少年の健全な育成に関する条例等一部改正の件	9月30日	原案可決	○	○	○	○	○	○
第7号	京都府風致地区条例一部改正の件	9月30日	原案可決	○	○	○	○	○	○
第8号	京都府府営住宅条例一部改正の件	9月30日	原案可決	○	○	×	○	○	○
第9号	府営大江南域基幹農道トンネル新設工事請負契約変更の件	9月30日	原案可決	○	○	○	○	○	○
第10号	財産取得の件	9月30日	原案可決	○	○	○	○	○	○
第16号	母子寡婦福祉資金償還金請求事件に係る訴えの提起の専決処分について承認を求める件	9月30日	承認	○	○	○	○	○	○

第17号	児童扶養手当過払返還金請求事件に係る訴えの提起の専決処分について承認を求める件	9月30日	承認	○	○	○	○	○	○
第18号	人事委員会委員の選任について同意を求める件	9月30日	同意	○	○	○	○	○	○

諮問番号	件名	議決月日	議決結果	賛否の状況					
				自民	民主	共産	公明	創生	維新
第1号	退職手当支給制限処分に対する審査請求に関する諮問の件	9月30日	審査請求を棄却すべき	○	○	○	○	○	○

## 平成 26 年 9 月定例会請願審査結果

### 総務・環境常任委員会付託分

受理番号	受理年月日	件名	審議結果
148～ 150	平成 26 年 9 月 9 日	京丹後市経ヶ岬への「Xバンド・レーダー」(TPY-2レーダー)設置の中止と撤回を国に求める意見書採択に関する請願(ほか 2 件)	不採択
151～ 205	平成 26 年 9 月 16 日	京丹後市経ヶ岬への「Xバンド・レーダー」(TPY-2レーダー)設置の中止と撤回を国に求める意見書採択に関する請願(ほか 54 件)	不採択
206～ 207	平成 26 年 9 月 16 日	京丹後市経ヶ岬への「Xバンド・レーダー」(AN/TPY2レーダー)設置の中止と撤回を国に求める意見書採択に関する請願(ほか 1 件)	不採択
208～ 379	平成 26 年 9 月 16 日	京丹後市経ヶ岬への「Xバンド・レーダー」(TPY-2レーダー)設置の中止と撤回を国に求める意見書採択に関する請願(ほか 171 件)	不採択
380～ 381	平成 26 年 9 月 17 日	京丹後市経ヶ岬への「Xバンド・レーダー」(TPY-2レーダー)設置の中止と撤回を国に求める意見書採択に関する請願(ほか 1 件)	不採択
382～ 383	平成 26 年 9 月 17 日	京丹後市経ヶ岬への「Xバンド・レーダー」(TPY-2レーダー)設置中止と撤回を国に求める意見書採択に関する請願(ほか 1 件)	不採択
385	平成 26 年 9 月 17 日	京丹後市経ヶ岬への「Xバンド・レーダー」(TPY-2レーダー)設置の中止と撤回を国に求める意見書採択に関する請願	不採択
386	平成 26 年 9 月 17 日	京丹後市経ヶ岬への米軍 X バンドレーダー設置の中止、撤回を国に求める意見書採択に関する請願	不採択
387～ 388	平成 26 年 9 月 17 日	京丹後市経ヶ岬への「Xバンド・レーダー」(AN/TPY2レーダー)設置の中止と撤回を国に求める意見書採択に関する請願(ほか 1 件)	不採択
389	平成 26 年 9 月 17 日	京丹後市経ヶ岬への米軍 X バンドレーダー基地設置中止と撤回を国に求める意見書採択に関する請願	不採択
390～ 687	平成 26 年 9 月 17 日	京丹後市経ヶ岬への「Xバンド・レーダー」(TPY-2レーダー)設置の中止と撤回を国に求める意見書採択に関する請願(ほか 297 件)	不採択
688～ 766	平成 26 年 9 月 17 日	消費税増税中止の意見書提出を求めることに関する請願(ほか 78 件)	不採択

### 農商工労働常任委員会付託分

受理番号	受理年月日	件名	審議結果
384	平成 26 年 9 月 17 日	政府による緊急の米価下落対策を求めることに関する請願	不採択

**可決** 提案 自民・民主・公明、**賛成** 自民・民主・公明・創生・維新、**反対** 日本共産党

消費税の軽減税率制度の導入等に向けて環境整備を求める意見書（案）

厳しい財政状況の下、一層本格化する少子高齢社会にあつて、社会保障の費用を安定的に確保し、将来にわたって持続的な社会保障制度を維持・強化していくために「社会保障と税の一体改革」関連8法案が一昨年8月に成立した。そして、本年4月1日から消費税率は5%から8%に引き上げられ、法律では平成27年10月には10%に引き上げられる予定になっている。

この増税の時期については、経済情勢を踏まえた様々な意見が出されているところであるが、その時期にかかわらず、少なくとも増税に当たっては、低所得者への配慮や国民の消費税に対する理解の一層の醸成が不可欠である。

については、国におかれては、軽減税率制度の導入等について、小規模事業者の事務負担への配慮も踏まえた上で、飲食料品など生活必需品や例えば新聞、書籍など日常生活情報に係るもの、その他基礎的な生活維持に関する分野への配慮や痛税感の緩和等の観点から対象分野、品目選定の検討を進め、その実現に向けて環境整備を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

**可決** 提案 自民・民主・公明、**賛成** 全会派

「水銀に関する水俣条約」の早期発効と国内対策の確立を求める意見書（案）

昨年10月10日、水銀及び水銀化合物の人為的排出から人の健康及び環境を保護することを目的に、「水銀に関する水俣条約」が採択された。条約の名称には、水俣病と同様の健康被害や環境破壊を繰り返してはならないという決意と、こうした問題に直面している国々の関係者が対策に取り組む意志を世界で共有するという意思が示されており、多くの国が参加する中で水銀のリスクを最大限削減できる内容となっている。

今後は、条約の早期発効と対策の実施に向けた具体的な取組が求められるところであり、国におかれては、より多くの国が早期に締結し取組を推進できるよう資金面・技術面の支援や働きかけを実施するとともに、国内での対応・担保措置として法整備をはじめとする水銀含有廃棄物の適正処理を確保するための実効性の高い取組を早期に確立されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

### 奨学金制度の充実を求める意見書（案）

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度は、経済的理由により修学に困難がある大学生等を対象とした国が行う貸与型の奨学金で、無利息の第一種奨学金と年3%を上限とする利息付の第二種奨学金がある。平成24年度の貸付実績は、第一種が約40万2,000人、第二種が約91万7,000人となっている。

しかしながら、近年、第一種、第二種とも、貸与者及び貸与金額が増加する中、長引く不況や就職難などから、大学を卒業しても奨学金の返還ができずに生活に苦しむ若者が急増しており、平成24年度の返還滞納者数は約33万4,000人、期限を過ぎた未返還額は過去最高の約925億円となっている。

同機構は、返還が困難な場合の救済手段として、返還期限の猶予、返還免除、減額返還などの制度を設け、平成24年度からは無利息の第一種のみ「所得連動型無利子奨学金制度」を導入している。更に、平成26年度からは延滞金の賦課率の引き下げを実施している。しかし、これらの救済制度は要件が厳しく、通常の返還期限猶予期間の上限が10年間であるなど、様々な制限があることに対して問題点が指摘されている。

よって、国におかれては、意欲と能力のある若者が、家庭の経済状況にかかわらず、安心して学業に専念できる環境を作るため、次の事項について強く要望する。

- 1 大学生などを対象とした給付型奨学金制度を早期に創設するとともに、高校生を対象とした給付型奨学金制度の拡充を行うこと。
- 2 オーストラリアで実施されているような収入が一定額を超えた場合に、所得額に応じた返還額を、課税システムを通じて返還ができる所得連動返還型の奨学金制度を創設すること。
- 3 授業料減免を充実させるとともに無利子奨学金をより一層充実させること。
- 4 海外留学を希望する若者への経済的支援を充実させるため、官民が協力した海外留学支援を着実に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書（案）

手話とは、音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情で伝える、独自の語彙や文法体系を持つ言語である。聞こえる人たちの音声言語と同様、情報獲得とコミュニケーションの重要な手段である。

平成18年12月に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」第2条には、「『言語』とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と明記されている。

日本政府は、「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて国内法の整備を進め、平成23年8月に「障害者基本法」を改正し、同法第3条では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定め、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報の利用におけるバリアフリー化を義務付けている。

これらの理念を実現するためには、手話が音声と対等な言語であることを国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、環境を整備し、更には手話を言語として普及・研究できる環境整備に向けた具体的な施策を行っていくことが必要である。

ついては、国におかれては、以上の内容を盛り込んだ「手話言語法（仮称）」を早期に制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を  
求める意見書（案）

昨今、「合法ハーブ」等と称して販売される薬物（いわゆる「危険ドラッグ」＝脱法ハーブ、脱法ドラッグ）を吸引し、呼吸困難を起こしたり、死亡したりする事件が全国で相次いで発生している。特に、その使用によって幻覚や興奮作用を引き起こしたことが原因とみられる重大な交通事故の事案が度々報道されるなど、深刻な社会問題となっている。

危険ドラッグは「合法」と称していても、規制薬物と似た成分が含まれているなど、大麻や覚醒剤と同様に、人体への使用により危険が発生するおそれがあり、好奇心などから安易に購入したり、使用したりすることへの危険性が強く指摘されている。

厚生労働省は、省令を改正し昨年3月から「包括指定」と呼ばれる方法を導入し、成分構造が似た物質を一括で指定薬物として規制した。また、本年4月には改正薬事法が施行され、指定薬物については覚醒剤や大麻と同様、単純所持が禁止された。

しかし、指定薬物の認定には数か月を要し、その間に規制を逃れるために化学構造の一部を変えた新種の薬物が出回ることにより、取り締まる側と製造・販売する側で「いたちごっこ」となっている。また、危険ドラッグの鑑定には簡易検査方法がないため捜査に時間がかかることも課題とされている。

については、国におかれては、危険ドラッグの根絶に向けた総合的な対策を強化するため次の事項を実施されるよう強く要望する。

- 1 インターネットを含む国内外の販売・流通等に関する実態調査及び健康被害との因果関係に関する調査研究の推進、人員確保を含めた取締態勢の充実を図ること。
- 2 簡易鑑定ができる技術の開発をはじめ鑑定時間の短縮に向けた研究の推進、指定薬物の認定手続きの簡素化を図ること。
- 3 薬物乱用や再使用防止のために、「危険ドラッグ」の危険性の周知及び学校等での薬物教育の強化、相談体制・治療体制の整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

産後ケア体制の支援強化を求める意見書（案）

子育て支援は、国や各自治体の取り組みにより、妊娠・出産・育児と切れ目のない支援策が講じられてきたが、現在、大きな議題になっているのが出産前と直後の対応である。特に、妊娠中からの切れ目のない継続的な支援が必要である。

出産により女性の心身には大きな負担が生じる。特に出産直後から1か月間は、身体的な負荷に加えて、急激なホルモンバランスの変化で、精神的に不安定になる傾向が強く、十分な休養とサポートが必要である。

近年、晩婚・晩産により女性の出産年齢が年々高くなってきている。出産する女性の親の年齢も高齢化しており、十分な手助けを受けられない状況がある。また、核家族化が進み、地域との交流も希薄化している中で、不安を抱えたまま母親としての育児がスタートするケースが多くなっている。

良好な母子の愛着形成を促進するうえで、出産直後の1か月間が最も大事な時期であり、更には産後早期の親子関係が虐待や育児放棄の予防・早期発見などの役割も果たすといわれている。従って、出産直後の母親への精神的・身体的なサポートは欠かせないものとなってきている。

国は平成26年度の予算に、これまで支援が届かなかった出産後の女性の心身をサポートする「妊娠・出産包括支援モデル事業」を計上した。少子化対策を進めるにあたって「産後ケア対策」は喫緊の課題であり、早急に確立する必要がある。

については、国におかれては、次の事項を実施されるよう強く要望する。

- 1 「妊娠・出産包括支援モデル事業」を着実に実施すること。その上で、本事業の成果を速やかに検証し、全国の自治体で円滑に産前・産後の支援、特に産後ケアを提供できる体制を構築すること。
- 2 モデル事業の展開に当たっては、経済的な理由により、産後ケアが受けられないことがないように、利用者負担軽減策を同時に実施すること。
- 3 単なる家事支援ではなく、出産後の母子のこころとからだの適切なケアが提供できるように、産後ケアを担う人材育成を目的とした研修を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

私学教育の振興に関する意見書(案)

京都府の私立学校は、各校の建学の精神に立脚し、新しい時代に対応する特色ある教育を積極的に展開するなど、本府の公教育の発展に大きく寄与している。

しかしながら、少子化による生徒数の大幅な減少や、回復傾向にあるとはいえ、依然として厳しい経済・雇用情勢による生徒の就学への影響等、私立学校の経営は、過去に例を見ない厳しい状況にある。また、今後想定される南海トラフ巨大地震への備えや東日本大震災の教訓から、学校施設の耐震化は急務となっている。

我が国の教育の将来を思うとき、公私あいまの教育体制が維持されてこそ、教育水準の向上と公教育の健全な発展が可能となり、個性化及び多様化が求められる時代にあつて、将来を担う人材の育成という要請にも応えうるものである。

そのためにも、公立学校に比べ財政基盤が弱い私立学校の経営基盤の維持向上や教育環境の充実はもとより、学校施設の耐震化等安全対策に万全を期すとともに、保護者の経済的負担の軽減などを図ることが強く求められている状況にある。

ついては、国におかれては、公教育の重要な一翼を担う私立学校教育の現状と重要性を認識され、私学教育振興の一層の充実・強化を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

京丹後市経ヶ岬での米軍レーダー基地の建設中止・撤回を求める意見書（案）

政府は、京丹後市での米軍レーダー基地の建設を強行し、沖縄県辺野古での新米軍基地の建設や佐賀県へのオスプレイ配備を押し付けるなど、在日米軍基地の拡大強化を推し進めている。

しかし、京都府でも沖縄県、佐賀県でも米軍基地の建設・強化に反対する世論と運動はますます大きくなっており、政府はこうした国民世論にこそ耳を傾けるべきである。

京丹後市経ヶ岬での米軍レーダー基地は、政府がアメリカに向けられたミサイルを日本の自衛隊が迎撃することを検討しており、集団的自衛権行使の最前線基地になるのであり、アメリカの戦争に日本国民を巻き込むものである。

また、米軍レーダー基地の建設工事が、住民への十分な説明もなく、山陰海岸ジオパークの指定や国定公園法の規制を無視して強行され、自然景観と環境が乱暴に破壊されていることは、極めて重大である。

さらに、青森県車力の米軍レーダー基地で、海難事故があった時に、レーダーの電磁波が一度も停波されなかったとの報道もあり、丹後の宇川地域などではドクターヘリが住民救助に行けない事態が生じかねないなど住民の安心安全を損なう危険も浮き彫りになっている。

今政府が行うべきは、在日米軍基地の拡大強化や集団的自衛権行使の準備ではなく、憲法9条にもとづいた平和外交の積極的推進である。

ついては、国におかれては、経ヶ岬での米軍レーダー基地の工事を直ちに中止し、計画を撤回するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

### 消費税増税中止を求める意見書（案）

4月の消費税8パーセントへの増税が府民の暮らしと営業を直撃している。消費者は、食費も節約するなど生活防衛に追い込まれ消費が大きく落ち込んでいる。

中小企業の売り上げや利益も減少するなど、4月期から6月期国内総生産（GDP）が年率換算でマイナス7.1%、家計消費が年率換算でマイナス18.7%とかつてなく落ち込み、勤労者の実質賃金が4月、5月、6月と前年比でマイナス3%以上も減っている。

京都においては、この3年間で小規模事業所は8千軒も減少し、非正規雇用も改善されていない。さらに、8月豪雨災害は大変な被害をもたらしたが暮らしと営業の再建はこれからである。

このような中での消費税増税と社会保障の負担増は地域経済を決定的に破壊しかねない。「経済の好循環」どころか、悪循環の危険水域に入っているのであり、このうえ来年10月からさらに消費税を10%に引き上げれば、暮らしも経済も壊滅的な打撃を受けることは明らかである。

いま、政府が行うべきは、税金の使い方を暮らし・福祉優先に切り替えて国民の暮らしを応援し、280兆円の大企業の内部留保の一部活用による賃金の引き上げ、中小零細企業の支援を行うことであり、財政再建というなら、法人税減税の見直しで大企業・大資産家に応分の負担を求めるなど税制の民主的改革こそが必要である。

ついては、国におかれては、府民の切実な実態と声を受け止め、消費税増税を中止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

### 私学助成の充実を求める意見書（案）

京都府の私立高等学校等（高等学校、中学校）は、公立学校とあいまって、本府の公教育の発展に寄与している。

しかし、国の「高等学校等就学支援金」制度と、京都府独自の「私立高等学校あんしん修学支援金」制度の実施により、私立高等学校等に学ぶ生徒の授業料負担は軽減されたものの、貧困と格差の広がりのもと、入学金や寄付金など、経済的負担が重い状況は残されている。子どもたちの学校選択の自由、教育の多様性や機会均等を保障する意味からも、この改善は急務の課題であり、国の「高等学校等修学支援金」制度は所得制限をなくし、支給額を引き上げるなど、さらに充実することが求められている。

については、国におかれては、公教育の重要な一翼を担う私立学校教育の現状と重要性を認識し、保護者負担軽減のため、私学助成のいっそうの拡充を図られるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

### 米価暴落への緊急対策を求める意見書（案）

2014 年度産米の J A による買い取り価格（概算金）は、全国的にキロあたり 1 万円を割り込み、京都でも「コシヒカリ 1 等米が 60 キロ 9200 円」など過去最低金額で、農家に大きな衝撃と不安が広がっている。

コメの生産費は、政府も「60 キロ 1 万 6000 円（2010 年度産）」としており、今年の概算金はとても生産費を賄えるものではなく、営農継続は困難であり、農家からは「もともと労賃ゼロのうえに肥料や資材代も出ない」「もうコメづくりは続けられない」と悲鳴があがっている。

こうした米価の暴落は、政府が TPP 参加を前提に「水田農業の見直し」などとして、米直接支払交付金を半減し 4 年後に全廃としたこと、さらに今夏は過剰在庫が大幅増となることを認識しながら、何の対策も打ってこなかったことに原因がある。

このまま何の手だても講じられなければ、京都では、中山間地も多く、コメづくりを支えてきた高齢者や家族経営に次々と離農が進みかねず、大規模農家や集落営農組織も「機械のローンが返せない」「集めた田んぼを返すしかない」など影響は深刻である。さらに、相次ぐ台風や豪雨災害で大きな被害を受けた農家も多く、まさに京都の農村集落の再生産そのものが脅かされる事態となっている。

政府はこの間、「価格に影響する需給調整はできない」として米価下落を放置してきたが、国民の主食であるコメを市場原理にゆだねるやり方は、日本と京都の農業・農村を根底から破壊することであり、許されない。

については、国におかれては、緊急に次の対策を講じられるよう、強く求める。

- 1 過剰米の市場隔離をはじめ、コメに対する需給調整にただちに乗り出すこと。
- 2 今年度の米直接支払交付金の半減措置を撤回し、農家の経営安定対策をとること。
- 3 米価の下支えや生産費への助成など、緊急対策としてコメ農家への支援を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

内需拡大の経済政策を求める意見書（案）

政府は、金融緩和による低金利の誘導、株価の高騰、大型公共事業への財政出動などの経済政策・アベノミクスにより大企業中心の景気回復を狙っている。

しかし、アベノミクスは円安、株高により一部の投資家や輸出大企業には空前の利益をもたらす一方で、地域経済の中心をなす中小・零細企業や労働者、国民には原材料費や電気代の高騰、食料品や生活必需品の大幅値上げなど最悪の形で地域経済や国民生活を直撃している。さらに、消費税増税により実質所得が減り、消費が落ち込み、GDPが落ち込むという典型的な増税不況に陥り、日本経済は「悪循環の危険水域」に立ちいたっている。

いま必要なことは、政府が進める一部の企業を支援する「成長戦略」でなく、内需を拡大し、中小企業を支援し、地域経済拡大に全力を挙げることである。特に今年度成立した「小規模企業振興基本法」に基づき「地域経済社会の担い手」として地域の「雇用の創出」も担う小規模企業を育成することが喫緊の課題である。

については、国におかれては、小規模企業の政府調達参入促進など需要の拡大を図り、地域に存在するあらゆる資源を活用し、地域全体の活性化を図る地域循環型の内需を拡大する経済政策に転換することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

### 経ヶ岬での米軍レーダー基地の建設中止・撤回を求める決議（案）

京丹後市経ヶ岬での米軍レーダー基地の建設工事が強行され、レーダー本体が10月初めにも納入されようとしている中、府議会9月定例会に米軍レーダー基地建設中止を求める請願が539件も提出された。地元住民をはじめ広範な府民のなかに不安と反対の声が広がっていることを示している。

米軍レーダー基地の重大な危険性はいよいよ明らかである。安倍内閣はアメリカに向けられたミサイルを日本の自衛隊が迎撃することを検討しており、この基地が集団的自衛権行使の最前線基地になり、アメリカの戦争に国民が巻き込まれることになりかねない。

また、米軍レーダー基地の建設工事が、山陰海岸ジオパークの指定や国定公園法の規制を無視して強行され、自然景観と環境が乱暴に破壊されていることは、極めて重大である。京都府も「景観の保全」を防衛省に申し入れたところである。

さらに、これまで住民の安心安全に関する数々の質問が行われたが、防衛省はまともに答えておらず、米軍兵士や軍属が京丹後入りするなかで、米軍兵士などによる犯罪や事件、交通事故、ドクターヘリの運航への支障など安心安全面の不安がますます高まっている。

知事は、「安心安全が確保されなければ協力の撤回もありうる」としてきたが、以上のような事態を考慮すれば、住民の安心安全を確保する保証がないことは明瞭である。

ついては、京都府におかれては、経ヶ岬での米軍レーダー基地建設への協力を撤回し、工事中止と計画撤回を国に要望することを強く求める。

以上、決議する。

### 高校教育制度の見直しを求める決議（案）

京都府教育委員会は、今年度からこれまでの高校教育制度を大幅に変更した。新しい高校教育制度は、すでに通学圏を拡大した山城地域に続いて、京都市乙訓通学圏の2通学圏を1つに統合・拡大し、総合選抜制を廃止して単独選抜制を導入した。このことにより、学校間の学力格差と序列化がさらに拡大し、受験競争が激化し、子どもたちと保護者の不安とストレスはいっそう増大した。

しかも、京都府全域で、これまでの「推薦入学」「特色選抜」や専門学科などの2月の選抜を「前期選抜」として拡大したことにより、前期選抜を受験した生徒12,401名の内、7,112名が不合格体験を余儀なくされた。前期選抜で不合格だった生徒は「もう後がない」と大きく動揺し、あらかじめ中期選抜で描いていた進路をもう一度変更するなど、多くの生徒の心を傷つけ、教育現場も混乱させた。今回の入試制度の変更と公立高校の募集定員を減らした結果、この春は、中期選抜でも1,256名もの生徒が不合格になったことは重大である。

2015年度の募集定員が発表されたが、中学校卒業生に占める公立高校の募集定員の割合は6割にも満たず、不足したままである。京都府教育委員会は、府民の批判や不安の声に押され、今年度の選抜方法についての検証アンケートを実施したが、対象は公立高校の全日制の生徒と保護者のみであり、私学や定時制、通信制に進学した生徒と保護者の声は全く反映されておらず、アンケートの中身も、意図的に新しい選抜方法を評価に導く内容である。

こうした不十分なアンケートにもかかわらず、15%の生徒が新しい制度を評価していないこと、また、高校を選択するに当たっては、通学距離等を大切に選択したという生徒と保護者が圧倒的に多かったことに、率直に耳を傾けるべきである。

よって、本府教育委員会におかれては、競争と格差を拡大する現行の高校教育制度を見直し、公立高校の募集定員を増やすことや地元の高校に通えるようにすること、また、前期選抜を直ちに廃止することを強く求める。

以上、決議する。